

令和4年度運輸安全マネジメントに関する取り組み

株式会社あづま交通

当社では「安全、安心」をスローガンに、全社員一丸となって取り組んで参ります。

1. 輸送の安全に関する基本方針

社長及び安全統括管理者は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、安全を構築するための組織体制を整備するとともに、安全に関する基本的な方針を次のとおり定める。

- (1) 安全確保の最優先がバス事業者の使命であることを深く認識し、社長及び役員・社員一同が安全確保に最善の努力尽くす。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程を遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行する。
- (3) 安全管理体制を適切に維持するために不断の確認を励行する。
- (4) 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
- (5) 安全・安心は事業経営の大原則であることを念頭に、お客様に安心と信頼を提供する。

2. 輸送の安全に関する目標およびその達成状況

重大事故・人身傷害事故ゼロを令和4年度も目指します！！

「安心・安全でお客様に愛される企業をめざし、日々従業員一同努力を重ねてまいります」

2021年度に設定しました目標および、達成状況は次のとおりであります。

令和3年度目標	目標達成状況	達成
1 重大事故件数（運輸支局報告） 目標 0件	0件	○
2 人身傷害有責事故件数 目標 0件	0件	○
3 対物有責事故件数 目標 0件	1件	×
4 自損事故件数 目標 0件	3件	×
5 飲酒運転 目標 0件	0件	○

2022年度に設定しました目標は次のとおりであります。

令和4年度目標	
1 重大事故件数（運輸支局報告） 目標 0件	
2 人身傷害有責事故件数 目標 0件	
3 対物有責事故件数 目標 0件	
4 自損事故件数 目標 0件	
5 飲酒運転 目標 0件	

実践項目

1. 法定速度を遵守する。
2. 確実な安全確認をする。
3. 慎重な運転操作をする。
4. 車間距離を十分確保する。
5. 健康起因による事故ゼロを目指す。

3. 輸送の安全を確保するための計画

本社において、安全管理規程第12条に定める「輸送の安全に関する情報が適切に伝達され、共有される」ことを目的に設置した「運輸安全マネジメント委員会」で輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、社長、専務、安全統括管理者、運行統括管理者6名で構成する。本委員会は最低年1回以上開催する。

但し、重大事故や、災害が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合や、その他特に必要と認められた場合は緊急に招集し開催する。

(1) 事故防止キャンペーン活動

- | | |
|--------------------|-----------|
| ①春の全国交通安全運動 | 4月初旬 |
| ②ゴールデンウィーク期間中の安全確保 | 4月中旬～5月初旬 |
| ③夏の交通事故防止運動 | 7月下旬 |
| ④秋の全国交通安全運動 | 9月下旬 |
| ⑤自動車点検整備推進期間 | 9月～11月 |
| ⑥年末年始輸送安全総点検 | 12月～1月 |

(2) ヒヤリハットの情報及びドライブモニターによる検証

年4回 四半期に1回実施

ヒヤリハットは毎月情報収集をし、乗務員会の定例会で内容を分析報告や危険箇所や自社の事故発生時のドライブモニターによる検証をし、危険箇所や事故発生時の他車との位置関係や運転者の運転操作等を全員で共有しております。

(3) 安全講習

①安全教育



運輸安全マネジメント会議



衝突防止システム講習



南警察署交通安全講習



鹿児島市保健所指導によるコロナ下での衛生面での対応及び健康教育



赤外線カメラで体温
音声チェック



自動アルコール消毒器による
ウイルス対策

②外部機関主催の講習会を本社にて開催

鹿児島市南保健所 保険政策課

コロナ対策（予防講習） 健康指導（高血圧、食事療法等）

③運転者の適正に応じた個人指導

運転者に対して、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する初任診断・適性診断及び特別診断を計画的に受診させ、その結果に基づき個別に指導、助言を行います。

当社は適正診断・適齢診断・初任診断を終えて直ちに個別指導を実施しております。

(4) 運行管理者への教育

①独立行政法人自動車事故対策機構が実施する運行管理者一般講習を受講いたします。

令和3年度 運行管理者及び運行管理補助者全員に受講させております

(5) 平成30年6月1日より、点呼時における睡眠不足の項目が追加され、それに沿った点呼を実施しております

同時にアルコール消毒、赤外線センサーによる体温測定も、日々行っております。

(6) その他



南消防署消火器の取り扱い及び避難誘導訓練実施

(7) 運転者の教育

乗務員教育は年間計画表に沿って実施しております。

(8) 飲酒運転の撲滅対策

- ①始業、終業点呼時のアルコール検知器による検査を確実に実施すると共に、宿泊先等での非対面点呼時には、本人の顔が認識できるモバイル型アルコール検知器を使用して、測定データ、顔写真を瞬時に本社点呼係（運行管理者）に転送し管理を実施しています。
- ②使用するアルコール検知器につきましては点検を行い、電源が確実に入ること及び損傷がないことを確認し、故障がない状態を保持しております。また、定期的に校正を行い精度の維持に努めております。
- ③点呼時のアルコールが検知された者につきましては、個人指導及び社内規定に基づいた処分を行い、飲酒運転の撲滅を図ります。

(9) 車両点検・整備

- ①整備管理者が日々車両の点検と、法定点検項目の他独自の点検項目を定め安心・安全の向上に努めております。

(10) 内部監査並びに運行业務点検の実施とその後の対応

令和4年3月31日、安全統括管理者による、本社営業所の「輸送の安全に関する内部調査」を実施した結果、関係法令、運輸規則遵守および運輸安全管理の趣旨を十分理解した上で、輸送の安全に取り組んでいることを確認いたしました。

令和4年4月1日、本社会議室において「運輸安全管理会議」を開催し、輸送の安全目標の達成状況の確認と改善点の意見統一を図りました。改善点については令和4年度に実施してまいります。

(11) 輸送の安全に関する予算等の投資

- ①令和4年度スタッドレスタイヤ購入（予算50万）
- ②南警察署による安全講習（会場及び設備費1万）
- ③損保ホールディングスによる事故時の対応講習会（会場費及び設備費10万）
- ④南消防署による車両火災時の消火器、避難誘導訓練（消火器等2万）

4.安全管理規程及び輸送の安全に関する組織・連絡体制

- ①安全管理規程は安全マネジメントPDF参照。
- ②輸送の安全に関する組織・連絡体制は安全マネジメントPDF参照。

5.安全統括管理者

代表取締役社長 市来 大作

6.行政処分の公表

行政処分現在 無

貸切バス事業者安全性評価 3ツ星取得 2024年3月31日迄有効